

声明文

福島県立大野病院・産婦人科医逮捕事件について

平成 16 年 12 月、福島県立大野病院で帝王切開手術を受けた女性が亡くなられたことに関し、同病院産婦人科医が医師法 21 条(異状死体の届出義務)違反、及び業務上過失致死の疑いで 1 年 2 ヶ月後の本年 2 月に逮捕・拘留・起訴されました。本件手術で亡くなられた患者さま、およびご親族の皆様に深い哀悼の意を捧げます。

今回の問題は、①医師法 21 条に定める「異状死」の解釈が不明確で、届出義務の範囲も定まっていないこと、②医療事故の届出に基づく調査・評価を行う第三者機関が設置されていないなど報告制度の未整備等が遠因になっていると思われまます。

また、業務上過失致死容疑の理由を、司法当局は「癒着胎盤を予見できた」としておりますが、現在の医療水準では完全に予見できず、当該医療が過誤であるとの判断には多くの疑問が残っております。

このような医学的に未だ解決されていない医療結果について、刑事介入が行われ、さらに医師が不当にも逮捕されるという事態が起これば、医師は危険性を伴う手術など積極的な医療行為が出来ず、結果として萎縮診療・消極診療に陥り、医療レベルは低下の一途をたどります。このことはわが国の医療の後退・崩壊につながり、患者さまと家族・国民にとっても大きな不幸であります。

本会といたしましては、医療の崩壊への流れを食い止めるためにも、警察当局の予期せぬ介入、医師の不当逮捕について強く抗議するとともに、早急に医師法 21 条の改正を含めた法整備と、医師が安心して医療を提供し、国民も安心して医療が受けられる環境づくりを強く切望します。

平成 18 年 5 月 15 日

鹿児島県医師会 会長 米盛 學

鹿児島県産婦人科医会 会長 柿木成也

